

## ■平成27年度第13回（第255回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成27年10月5日（月） 午前10時30分～午前11時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、  
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監

【議 題】（1）（仮称）さいたま市債権管理条例の制定について

### < 提 案 説 明 >

（仮称）さいたま市債権管理条例の制定について、財政局から次のような説明があった。

- ・ 本市の債権回収対策の取組として、平成20年2月に「さいたま市債権回収対策本部」を設置、同年8月には「さいたま市債権回収対策基本計画」を策定して、これに基づいて各債権の回収対策に取り組んできた。
- ・ 平成24年度の包括外部監査や平成26年度の歳入歳出決算審査において、債権管理に対する意見・指摘があった。
- ・ 条例制定に向けたこれまでの取組として、平成25年度においては、18の債権所管課による協議を開始し、条例の必要性を共有した。平成26年度は、債権回収対策基本計画の改定に合わせて「債権管理・回収事務の統一化・均一化を図るための管理方法を定める条例の策定の推進」を盛り込み、本年度は、債権回収対策本部会議において条例制定について必要性を共有した。
- ・ 本市の債権管理の現状として、一部の債権においては、債権を管理する上で、台帳の記載や督促状の発付時期等について統一されていないものが見受けられた。また、法的措置等に着手できないまま時効を迎えている債権も存在した。
- ・ 平成25年度現在で、放棄できずに滞留している債権が1,941件、約5,816万円あり、一番古いもので昭和50年代から滞留している。また、本年度に実施した調査では、1件で約1,700万円の債権があることが判明した。
- ・ 過去3年間の収納率及び収入未済額の推移を見ると、債権回収対策基本計画で定める27債権については、収入未済額、収納率ともに好転しているが、ここから市税及び国民健康保険税を除くと、収入未済額、収納率ともに悪化している状況。こうしたことから、債権管理条例において全庁的に統一した基準を定め、債権を適正に管理し、公平な徴収を行うことで、歳入の安定確保と市民負担の公平性を図る必要がある。
- ・ 債権管理条例は、「適正な管理」、「公平な徴収」を柱とし、債権管理の統一した基準を定め、債権の発生から消滅までを適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確

保と債権管理の更なる適正化を図り、健全な行財政運営を行うことを目的としている。

- ・ 債権管理の統一基準を定める手法としては、条例化により「適正な管理」と「公平な徴収」を推進することが適当と考える。
- ・ 条例では、市の債権の管理に関して必要な11項目を規定し、「目的」を市の債権の管理に関する事務の一層の適正化、公正かつ円滑な行財政運営に資することとし、以下、債権の種類「定義」、「台帳の整備」や「督促」の発付方法の統一化、「債務者に関する情報の共有」、「滞納処分」等の徴収に関する措置、「債権の放棄」等を主な骨子としている。

## < 意見等 >

- ・ 不良債権を整理することで、回収できるものは確実に回収するというのが前提にあって、債権管理の適正化を図り、回収可能な債権の管理に集中するための条例ということではどうか。
- これまで、債権管理に関する統一的なルールがなかったので、ルール化しようということ。これにより、更なる回収につなげ、回収できる見込みのない不良債権を適正に整理しようというのが今回の条例。また、自主財源の確保という観点から、本来納めていただくべきものをきちんと納めていただくという考え方に基づいて適正な管理としている。税については、税法を根拠としてどこの市でも適正に整理できているが、私債権・非強制徴収公債権については、ルールを自ら作らなければならない。本市においては、それが今まで十分ではなく、他の指定都市でも本市と同じような状況にあって最近整理したところもある。
- ・ ルール化するのは条例でなくてもできるが、なぜ条例化が必要なのか。
- 先を見据えて、市として債権は大事なものと条例で定めることが基本と考えている。市が債権を適正に管理しなければならない、台帳も整備しなければならないと義務付けるには、要綱・要領ではなく条例として議会での議決を経るべきであるし、そういった義務付けをするためには条例が一番いい方法という説明になる。
- ・ なぜこの時期に条例を制定するのか。背景はどうか。
- 債権回収対策本部を設置し、債権回収対策基本計画を策定した。実際に包括外部監査からの指摘もあった。そうした状況を踏まえて、これまで準備を進めてきた中で、債権を適正に管理するための体制が整ったということ。

## < 結果 >

- ・ 財政局発議の（仮称）さいたま市債権管理条例の制定については、了承とする。ただし、関係所管課と十分に協議・調整を行いつつ制定に向けた準備を進めること。

## < 会議資料 >

（資料）（仮称）さいたま市債権管理条例の制定について